

## デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会（第9回）

1 日時 令和8年5月11日（月）17時00分～18時45分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

宍戸座長、曾我部主査、生貝構成員、上沼構成員、大谷構成員、増田構成員、森構成員、山口構成員、山本構成員

（2）オブザーバー

法務省民事局、法務省刑事局、法務省人権擁護局

（3）総務省

藤田大臣官房総括審議官、大澤情報流通振興課長、寺本国際戦略局参事官、時枝情報活用支援室長、相川情報流通適正化推進室長、大磯情報流通振興課企画官、武田情報流通適正化推進室課長補佐、大内情報流通適正化推進室課長補佐、原情報流通振興課課長補佐、白水情報流通適正化推進室課長補佐

4 議事

（1）発信者情報開示制度を巡る課題への対処について

（2）権利侵害情報等の発信・拡散を巡る課題への対処について

（3）その他

**【宍戸座長】**

定刻を過ぎましたので、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会の第9回会合を開催いたします。

本日もご多忙のところ、またゴールデンウィーク明けの夕方でございますが、本会合にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

議事に入る前に、事務局より注意事項等のご説明をお願いいたします。

**【原補佐】**

事務局でございます。まず本日の会議は公開とさせていただきますのでご了承ください。次に、事務局より Web 会議による開催上の注意事項についてご案内いたします。本日の会議につきましては、Web 会議システムにて実施させていただいております。事務局において傍聴者のご発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。本日の資料は、資料9-1-1から資料9-2、参考資料の計5点を用意しております。万が一お手元に届いていない場合がございますら、事務局までお申し付けください。事務局からは以上となります。

**【宍戸座長】**

ありがとうございます。本日の会合の開催に当たりまして、総務省の藤田大臣官房総括審議官よりご挨拶をいただけるとのことでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

**【藤田総括審議官】**

事務局を代表しまして、総括審議官の藤田と申します。宍戸座長を始め、構成員、それからオブザーバーの皆様におかれましては、本日も多忙の中、本検討会にご参加を賜りまして、誠にありがとうございます。本検討会では昨年9月に中間取りまとめをとりまとめいただいた後、青少年保護ワーキンググループ、デジタル広告ワーキンググループにおきまして、専門的な議論を継続いただいているところでございます。また、昨年9月の中間取りまとめでは様々な論点についてご議論、ご検討をいただきましたところ、喫緊に取り組むべき方向性としてご提言いただいた業界団体による自主規制型行動規範につきましては、昨年末に一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）によって業界イニシアティブが策定・公表されまして、その後、各事業者においてその内容を踏まえた取組が推進されているものと承知しております。一方で、SNS等を始めとするデジタル空間においては、利用の拡大や生成AIの進展などに伴いまして、情報の流通により生じる権利侵害に対処し、また権利侵害の発生を防止していくという観点から、引き続き検討を要する課題があるものと考えております。このような問題意識から、この度検討会を開催することといたしまして、権利侵害情報を取り巻く最近の状況・現在地を改めて確認し、権利侵害情報の発信・拡散に着目した対処の在り方につきまして、ご議論をお願いできればと考えております。また、前回の改正から約5年となる発信者情報開示制度の更なる実効性の向上に向けた対応の在り方につきましても、専門的なご議論を始めていただければ

と考えております。情報流通プラットフォーム対処法は、先月で施行から1年が経過いたしました。引き続き皆様のご知見等を賜りつつ、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。本日はよろしくご厚意申し上げます。

**【穴戸座長】**

藤田総括審議官、ありがとうございます。本日の議事でございますが、ただいまお話しがありました「発信者情報開示制度を巡る課題への対処について」と「権利侵害情報等の発信・拡散を巡る課題への対処について」の2点となります。それでは早速、議事に入りたいと思います。議事の1、「発信者情報開示制度を巡る課題への対処」につきましては、まず事務局より資料9-1-1、それから9-1-2より前提となるこれまでの経緯等についてご説明をいただきたいと思います。その後、私より資料9-1-3についてご説明、ご提案するという形で進めさせていただければと思います。それではまず事務局よりご説明をお願いいたします。

**【原補佐】**

ありがとうございます。それでは資料9-1-1に基づいてご説明をいたします。本日の議事の1、また議事の2の前提として、資料9-1-1に基づき、インターネット上の権利侵害情報に関するこれまでの主な検討経緯についてご説明いたします。

1ページでございます。インターネット上の権利侵害情報への対策に関して、平成13年にプロバイダ責任制限法が制定されました。同法ではプロバイダの免責要件を明確化することで権利侵害情報の削除を促進するとともに、発信者情報開示制度を創設し被害者の救済を図るものでした。その後、平成30年10月にプラットフォームサービスにおける利用者利益の保護にかかる政策を検討するため、「プラットフォームサービスに関する研究会」を開催。令和2年7月にインターネット上の誹謗中傷対策に関する議論を開始し、同年8月に普及啓発、事業者の自主的対応の促進、発信者情報開示の迅速化、相談対応等の緊急提言を公表いたしました。また、同年4月からインターネット上の権利侵害情報への対策の1つとして、プロバイダ責任制限法に基づく開示対象となる発信者情報の追加や開示手続を円滑化する方策等について検討する「発信者情報開示の在り方に関する研究会」を開催し、同年12月に最終取りまとめを公表いただきました。そうしたご議論も踏まえまして、令和3年に通常国会において、発信者情報開示制度を見直し、手続の簡素化・迅速化につながる新たな裁判手続を創設する等の改正プロバイダ責任制限法が成立し、令和4年10月1日より施行されました。その後「プラットフォームサービス研究会」において、誹謗中傷対策等に関する事業者等の取組のフォローアップやさらなる対策について検討を行っております。令和4年4月に第二次取りまとめを、令和6年2月に第三次取りまとめを公表し、こうしたご議論も踏まえまして、令和6年通常国会において、大規模プラットフォーム事業者に対し削除対応の迅速化、運用状況の透明化にかかる措置を義務づける改正法が成立し、現在の情報流通プラットフォーム対処法に改称されたところです。そして、令和6年10月に本検討会を開始し、検討事項の1つとして令和7年4月1日の情報流通

プラットフォーム対処法の施行や施行後の運用に関する事項についてご議論いただいていたところですが、

スライド2が「情報流通プラットフォーム対処法」の概要です。①としてプラットフォーム事業者の免責要件の明確化、②として発信者情報開示、③として令和6年改正による大規模なプラットフォーム事業者等の削除対応の迅速化・運用状況の透明化の義務等を説明しております。

スライド3です。情報流通プラットフォーム対処法の施行に当たり、本検討会でもご議論をいただき、①の関係省令や②、③のガイドラインを策定しております。「違法情報ガイドライン」について、次のページでご紹介いたします。

スライド4です。情報流通プラットフォーム対処法第26条第1項第2号に定める、他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合、その他送信防止措置を講じる法令上の義務がある場合を例示することにより、どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化するとともに、事業者が削除基準を策定する際に盛り込むべき内容を周知することを目的として、違法情報ガイドラインを策定しております。以上、簡単ではございますが、資料9-1-1に関するご説明とさせていただきます。

#### 【大内補佐】

続きまして資料9-1-2に沿いましてご説明をさせていただきます。1ページ目をご覧ください。発信者情報開示制度に関する概要を記載しております。2001年（平成13年）11月にプロバイダ責任制限法、現在の情報流通プラットフォーム対処法が制定されました。権利侵害情報が匿名で書き込まれた際、被害者が被害回復のために発信者を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、発信者情報開示請求権を規定しております。発信者情報につきましては、発信者のプライバシー、表現の自由及び通信の秘密として保護されるべき情報であり、それを正当な理由なく開示することは許されないことから、一定の厳格な要件をいずれも満たす場合に、プロバイダ等が情報を開示することができると定めております。

2ページ目をご覧ください。発信者情報開示制度においては、令和3年の法改正により裁判手続が新たに創設されました。令和3年改正におきましては、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続として、非訟手続を創設するなどの制度的見直しを実施しております。こちらの改正の主要な点ですが、新たな裁判手続である非訟手続として、開示命令の手続を創設し、併せて、裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令等の制度を創設しております。また、裁判管轄など裁判手続に必要な事項についても規定をしております。加えて、開示請求を行うことができる範囲の見直しについても行っており、SNSなどのログイン型サービスにおいて、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定をするためにログイン時の

情報の開示が必要であったことから、これらの情報を発信者情報に含める改正も行われました。

3 ページ目をご覧ください。令和 3 年の法改正以降、発信者情報開示の制度は運用されてきましたが、誹謗中傷を始めとするインターネット上の違法・有害情報の流通は依然深刻な状況にあるほか、発信者情報開示命令（非訟手続）の申立件数自体も増加傾向にあります。また、インターネット上の誹謗中傷等の権利侵害について、迅速な被害者救済を図る必要性が引き続き指摘されています。インターネット上での誹謗中傷に関して、総務省の委託事業により運営している「違法・有害情報相談センター」で受け付けている相談件数については、令和 6 年度の相談件数が 6,403 件であるなど、依然として高止まりの傾向にあります。その中でも、発信者の特定方法を知りたいという相談は 6,403 件のうち 1,571 件、24.5%でした。また、発信者情報開示請求の件数も増加をしております。発信者情報開示命令の申立件数は、令和 5 年から令和 7 年の 3 年間で 3,959 件から 10,072 件と、約 2.5 倍に増加しております。こちらの増加の要因としましては、誹謗中傷等のほか、ファイル共有ソフトの不適切な利用に関する著作権侵害事案の増加が要因として指摘されております。こちらについては令和 7 年 11 月に総務省からも注意喚起を実施しております。

4 ページ目をご覧ください。令和 3 年改正による新たな裁判手続創設により、発信者情報開示制度においては、審理の迅速化が一定程度進んだところでございますが、その一方で、さらなる迅速な被害者救済の必要性や、開示請求に対応する事業者の負担軽減などの課題も指摘されており、対応の在り方に関する検討が必要だと考えております。とりわけ発信者情報開示制度を巡って指摘されている課題の例としましては、令和 3 年改正で創設した裁判手続の実効性確保について、例えば提供命令が迅速に履行されず、発信者の特定に支障が出ているケースがある、MVNO 等のプロバイダの多層化により、発信者の特定に時間を要するケースが増加している等の指摘がございます。また、発信者情報開示請求への対応の合理化に関しては、プロバイダによる主張立証の機会が十分に図られていないケースや、具体的な主張立証が難しいプロバイダも開示請求の当事者として対応を求められるケースがある、発信者情報開示請求の件数の増加により対応するプロバイダの負担が増加している等の指摘がございます。最後に、発信者情報開示手続の過程で得た情報の適切な取扱いに関しては、開示された発信者情報や意見照会で得た情報を用いて、晒し行為等の新たな権利侵害が行われるケースがあるといった指摘をいただいているところです。

5 ページ目をご覧ください。以上を踏まえまして、発信者情報開示制度を巡る課題への対応の在り方については、本検討会に新たにワーキンググループを設置し、専門的な見地からの検討いただいております。参考として、令和 3 年の法改正における附則、また衆議院・参議院それぞれでの附帯決議を記載しております。いずれについても発信者情報開示の規定があるほか、附則に関しましては、「法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」という記載があるというところでございます。以上、資料 9-1-2

に関するご説明でした。

**【宍戸座長】**

ありがとうございました。資料9-1-1、9-1-2について事務局よりご説明をいただきましたが、現時点で構成員の皆様の中で、特段ご不明点などがありましたら、挙手機能かチャット欄でご連絡ください。

本件につきましては、資料9-1-2の4ページにあります通り、様々な課題が生じておりますこうした課題への対処についてワーキンググループを設置し、専門的な見地から検討を進めることが必要ではないかと考えております。本検討会の開催要項の第4項第8号に基づき、座長は必要に応じ、本検討会の下にワーキンググループを開催することができるとされております。これを踏まえまして、本件につきましても、ワーキンググループで集中的に議論させていただきたいと思います。資料9-1-3の通り、「発信者情報開示ワーキンググループ」を本検討会の下に設置したいと考えますが、構成員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**【宍戸座長】**

ありがとうございます。お認めいただきましたので、そのように進めさせていただきたいと思います。重要な点はワーキンググループの主査の指名でございますが、この資料9-1-3の「4構成及び運営」の(1)、ワーキンググループの主査は検討会の座長が指名するというごことですので、指名をさせていただきたいと思います。

本ワーキンググループの主査は、本検討会の構成員であります曾我部構成員にお願いをしたいと思います。先ほどの資料9-1-1の7ページであったかと思いますが、令和2年に総務省が開催した「発信者情報開示の在り方に関する研究会」の方で、曾我部構成員に座長をお務めいただきました。令和3年の法改正当時の議論を含め、大変深い見識を有しておられるため、余人をもって代えがたい、ご適任であると考えております。1点気になるのは、昨年9月の第8回会合で「青少年保護ワーキンググループ」の主査もお願いをしており、そちらでも余人をもって代えがたいと申し上げたような気もするのですが、本当に余人をもって代えがたいので、お願いできればと考えております。そしてその他の構成員、ワーキンググループ構成員につきましては、曾我部構成員と私にご一任いただけないかと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**【宍戸座長】**

ありがとうございます。こちらもお認めをいただいたかと思いますが、そのように進めさせていただきたいと思います。それでは、この発信者情報開示ワーキンググループの主査をお務めいただきます曾我部構成員から一言ご挨拶をお願いいたします。

**【曾我部主査】**

曾我部でございます。余人をもって代えがたいかどうか大変怪しいのですが、先ほどあ

りましたように、前回の検討からの経緯ということもございますので、謹んでお受けさせていただきます。前回は令和2年の4月から研究会を開催しておりまして、その年の5月23日に、プロレスラーの方が誹謗中傷の末にと思われる形で亡くなってしまったということがあり、今年5月23日で6年ということになる年でございます。先ほどありました通り、令和3年の改正が一定の成果を上げたということは、検討に携わった者として大変ありがたいことではあるのですが、その間、様々な新しい問題も起きているということですので、構成員の先生方、それから事務局の皆様としっかり議論させていただいて、より良い制度になりますよう尽力をしたいと思っております。何卒よろしくお願いいたします。

**【宍戸座長】**

ありがとうございます。今のご挨拶を伺って、お願いできてよかったなと心から思ったところでございます。曾我部主査におかれましては、ワーキンググループにおける議論をリードしていただき、適宜親会の方にもご説明、ご報告をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事の1はこれにて閉じ、議事の2「権利侵害情報等の発信・拡散を巡る課題への対処について」に移りたいと存じます。この議題につきましては、まず事務局から資料9-2に基づき説明をいただいた後、構成員の皆様から質疑をいただく時間を設けるといって進めたいと存じます。それでは議事の2について事務局よりご説明をお願いいたします。

**【大磯企画官】**

資料9-2に基づきまして、この議題の基礎的なところ、基本的な検討材料につきまして資料を用意いたしましたので、ご説明させていただきます。まず前半の対処の取組というところでは、これまで、あるいは現在取り組んでいる内容を簡単にご紹介させていただきます。総務省において取り組んでおります誹謗中傷等の被害への対応策としては、概ね4つの項目があるのではないかと考えているところでございます。1つ目は、そもそも誹謗中傷等を自ら書き込ませないためのユーザーのICTリテラシーの向上です。それから2番目と3番目は法律に基づいたところがございますが、2番目は投稿の削除を申請していくこと、3番目は先ほど話題に上がりました発信者情報の開示請求でございます。そして4番はどうしたらよいか分からないという時のための相談窓口ということで、後ほどご紹介いたしますが、違法・有害情報相談センターの取組がでございます。

次に、リテラシー向上につきまして簡単にご紹介いたします。こちらのスライドは現在取り組んでいるリテラシー向上のための施策を並べたものでございます。特徴としては、幅広い世代のリテラシーの向上という観点があるということで、全世代向けの取組、青少年向けの取組などが用意してございます。またその中でも「デジタルポジティブアクション」というものは、プラットフォーム事業者も含め様々な団体、企業と総務省が連携して推進しているところで特徴的であると考えておりまして、その取組の方向性としても、世

代に応じた普及啓発のほか、サービス設計上の工夫、表示の工夫などが観点として含まれているという点がございます。

次に、削除の申請、それから発信者情報開示請求につきましては「情報流通プラットフォーム対処法」がございまして、②が発信者情報開示請求、そして③のうちの削除対応への迅速化というところが削除申請に主に関わる部分ということでございまして、こちらに基づきまして、「情報流通プラットフォーム対処法」には削除対応の迅速化、それから運用状況の透明化という2つの行政規律につきまして、その対象となる大規模特定電気通信役務提供者を、総務省の方で指定をさせていただいております。表の通り9つの事業者を指定しているところでございまして。

履行状況についてですが、指定をした事業者のうち、主な事業者につきまして法律に基づいた措置が取られていることを確認しておりますので、その一覧表になります。ご参考までに、それぞれの事業者につきまして、削除の申出窓口、それから削除基準がどのURLで公表されているかを一覧にしたものでございまして。

4つ目の項目であります、違法・有害情報相談センターについてですが、こちらは2009年度から設置している、一般利用者などからの相談を受け付けるための窓口でございまして。最近では相談者のハードルを下げるため、また利便性向上、また被害の深刻化を防ぐという観点もございまして、2024年度からチャットボットを活用した運用も開始しております。

加えて、主に偽・誤情報対策という観点からの取組ではございまして、技術の開発や実証という取組も関係していると考えております。偽・誤情報の判別や真正性の保証といった観点で技術開発を進めております。これがなりすましの防止等で権利侵害という観点からも一定の取組になればと期待しているところでございまして。

以上が現在取り組んでいる内容でございましたが、ここからは現在の権利侵害情報等を巡る課題につきまして、数値等を挙げながらご紹介させていただきたいと思っております。

まず最近の状況の(1)として、先ほどご紹介した違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数の推移です。年によって凹凸はありますが、長い目で見れば右肩上がりである、あるいは高止まりにあるという傾向かと思っております。また今回は権利侵害情報等に着眼した議論でございまして、その中でも誹謗中傷などの相談者の名誉、会社の信用を貶めるような情報の相談件数の内訳を示してございまして。令和6年度は3989件ということで、前年度の3780件から増加している状況であります。そして関係団体等からの継続的な要請等でございますが、総務省では地方公共団体および被害者支援団体等から、様々な方法で権利侵害情報、あるいはヘイトスピーチの解消に向けて要請を多数受領しているところでございまして。内容は様々なものがございまして、例を挙げますと誹謗中傷を抑制し、迅速かつ円滑な被害者救済、閲覧できなくする等の措置、地方公共団体等からの削除要請といったものがございまして。

次に、権利侵害情報そのものではないですが、背景としまして、SNS等の利用の拡大がございませう。主要な大規模特定電気通信役務提供者における利用増加率ということで、そのうちの1事業者でありますXを例に挙げますと、中高年、50代、60代における増加率が比較的に高い状況にあります。それから利用目的につきましてアンケート調査をしているところ、娯楽に留まらず社会生活に必要な情報収集のための利用が拡大しており、日常的な情報収集のためにSNS等から情報を得ることが多い、または得ることがあるという回答をした方の率が新聞を上回っているという状況にあります。

もう1つの背景として生成AIがございませう。生成AIの利用経験は上がり調子であり、年代別に見ますと20代に多い状況です。生成AIは様々な使い方がございませうが、場合によってはコンテンツを同意なく用いて加工するというようなことも可能であるということが挙げられるかと思ひます。

次に、先ほどリテラシーの向上といった施策をご紹介しましたが、ユーザーにおけるリテラシーあるいは理解状況等について、最近総務省で実施したアンケート調査の結果をご紹介させていただきます。これは権利侵害につき、それを発信、拡散することについて法的責任を問われる可能性があることへの理解度について自己申告ベースでアンケート調査したものです。一番左は誹謗中傷について、法的責任を問われることがあるということについて知っている、あるいはだいたい知っているという回答が合計で72%でございませう。真ん中の生成AIによる著作権侵害については58%の方々が同様に知っているという回答でした。一番右ですが、他人の投稿をリポストしただけでも法的責任を問われることがあるという点については、47%の方々から同様に知っている、またはだいたい知っているという回答があり、他の2つに比べれば少し数値が低くなっていると言ひえるかと思ひます。

また権利侵害情報への対策についてのユーザーからのニーズについて、潜在的なニーズも含め知りたいと考え、2つの選択肢を提示したアンケートを行いました。①は「利用者が少ないが対策が取られているサービス」、②は「利用者は多いが対策があまり取られていないサービス」です。結果、圧倒的に①の対策が取られているサービスを選んだ回答の方が多く、81%でございませう。

最後に、情報流通の大規模化という背景です。YouTubeで1日約2000万本の動画が新たに投稿されているという公式の数値がございませう。また誹謗中傷を目にしているという回答も増加している他、日本オリンピック委員会がAIと人の目を使い、24時間体制を構築して悪質な投稿を探知し、削除依頼を実施したという事例もございませう。

以上、様々な数値・情報を並べましたが、ご議論いただくにあたりまして模式図もご用意しております。情報の流れとしては権利侵害情報が投稿され、それがしばらく流通し、他のユーザーが拡散するという課程のそれぞれにつき事前と事後の段階があり、どのような取組がなされているかを図示しております。

検討事項としては、3つございませう。1つ目は、権利侵害情報等の流通に関する最近の

状況を踏まえ、表現の自由等に配慮しつつ、権利侵害情報の発信・拡散の防止の観点から今後取り組むべきことは何か。2つ目は、少し具体化をしておりますけれども、発信・拡散への対応につきまして、事後対応だけでなく事前に対策することを検討すべきか。こちらにつきましては、表現の自由に配慮しつつ、対応する方策としてどのようなものがあると考えられるかというところが主な論点となると考えております。3つ目は、発信・拡散の防止に向けて、行政、事業者、利用者の各主体がどのような役割を担うべきか。

最後に、表現の自由という言葉が登場しましたが、過去の総務省の研究会において、情報流通と表現の自由について、どのような提言をいただいていたかというところを抜粋しております。1つ目は、違法・有害情報、権利侵害も含めてだと思いますが、こちらにつきまして、罰則付きの削除義務についてどう考えるかという点でございます。このようなことをすると、実際には違法・有害ではない疑わしい情報も含めて削除するなど、過度な削除等が行われるおそれがあることや、検閲に近い行為を強いることになるなどの理由で、表現の自由に対する制約をもたらすおそれがあることから、慎重であるべきという提言をいただいております。網羅的な監視につきまして、違法情報の流通に関する網羅的な監視をプラットフォーム事業者に法的に義務付けるということについてどうするかという点です。こちらにつきましても、検閲に近い行為、または実際には違法情報ではない疑わしい情報を全て削除するなど、投稿の過度な削除が行われるといった理由から、表現の自由に対する実質的な制約をもたらすおそれがあるため、慎重であるべきという提言をいただいております。このような内容を含めまして、制約はございますが、一方で権利侵害情報等の発信・拡散を巡る、今申し上げたような状況も踏まえまして、ぜひ本日は、自由なご議論をいただければ幸いです。この資料につきまして、事務局からのご説明は以上でございます。何卒よろしく願いいたします。

#### 【宍戸座長】

ありがとうございます。ただいま資料9-2についてご説明をいただきました。ご質問のある方、また検討事項あるいはそれ以外の論点でも結構ですので、ご意見がある方はチャット欄でお知らせいただければと思います。順に指名をさせていただきます。森構成員お願いいたします。

#### 【森構成員】

ご説明ありがとうございます。過去から現在に至るまでの状況を網羅的にまとめていただいたと思います。検討事項が抽象的、オープンな形で問いかけられているのは、状況が変わってきているということをお前提としておられるのではないかと感じました。表現の自由との関係については、以前から変わらないことだと思います。ただ、ご留意いただきたいことは、違法情報については、表現の自由が制約されているのは当然のことであるということです。投稿者が投稿して、これは違法情報ということで、損害賠償請求や差し止め、削除というようなものは、その限度では表現の自由はないわけです。公法、刑事でも同じで、投稿がわいせつ情報、児童ポルノであるということであれば、それは表現の自由

の範囲外ということになります。その場合にプラットフォーム事業者がどういう責任を負うのかというと、一旦表現の自由の対象外となったものについて、投稿者ではなくプラットフォーム事業者にその責任を問うのはどうなのかという話になります。もちろん、投稿者が違法だったのだからプラットフォーム事業者も違法だと、直ちに責任を問うてよいということにはなりません。お書きいただいたように、抑止効果といいますか、萎縮効果といいますか、そういうことであれば全部消すというようなことになってしまうと、インターネット空間における表現の自由が制約されてきてしまいます。これは今でも全くその通りだと思います。ただ他方で、アテンション・エコノミーについての認識というものが、我々もそうですし、世の中の的にも出てきたのではないかと思います。アテンション・エコノミーが、様々なネガティブな情報の原因になっているということがだんだん知られるようになってきました。その中で、違法なもの、有害なものをアテンション・エコノミーが出してしまおうという状況も踏まえた上で、プラットフォームと表現の自由ということを考えなければいけないと思います。

最近の状況ということになりますと、やはりここで度々議論されてきたように、1つは違法広告です。投資詐欺やロマンス詐欺、あるいはそれ以外の広告が違法である、あるいは違法行為の端緒である場面、これがやはり大きいのではないかと思います。もう1つは実務において極めて大きなインパクトをもたらしているP2Pファイル交換です。これが裁判所の実務自体を止めてしまうような非常にインパクトの大きな問題となっています。この2つが喫緊の課題ではないかと認識しております。広告については、これまであまり「情報流通プラットフォーム対処法」の俎上には上がってきませんでした。特定電気通信というものが投稿を前提として考えられていましたので、広告は特定電気通信ではないのではないかという印象であったわけですが、情報流通プラットフォームにおける特定電気通信は、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信でありますので、広告も特定電気通信なのではないかと私は思っています。広告で認容されている事案もありますが、そこを情報流通プラットフォーム対処法との関係で確認していただくか、もし違うのであれば、それも特定電気通信であるとしていただければと思います。もう1つのP2Pファイル交換については、技術的に難しい課題があると思います。特に法的手続の中で、費用の問題を解決しなければなりません。プロバイダ側にも非常に大きな負担になっていますし、P2Pファイル交換で問題となっているケースは著作権ですので、あまり表現の自由が正面から問題になりません。つまり違法の判断が比較的明確なものが多いということです。これをどのように効率的に、また各当事者間で濫訴のようなことになっていけなく、権利侵害がある以上は開示請求の対象でしょうし、そうなりますとISPは合理的費用を申し受けられないかという問題が出てくるでしょう。これまであまり意識されていみませんでした。発信者情報開示請求の法的手続の中で開示費用をどう考えるのか、制度に入れていけないかということ、これもワーキンググループの方でご検討いただければと思っております。

**【宍戸座長】**

特に3点目のお話は、発信者情報開示制度に関するワーキンググループでもご議論いただく論点が多く含まれていたかと思いますが、ここでの発信・拡散を巡る課題の対処という全体の中にも位置づけられるお話をいただいたと思います。ありがとうございます。この後は、増田構成員、大谷構成員、上沼構成員、山口構成員、生貝構成員の順番でご指名をさせていただければと思っております。

**【増田構成員】**

全国消費生活相談員協会の増田でございます。私の方からは、これまでの消費者問題や現状を踏まえて先にお話しさせていただきます。

ご説明の中にもありまして、現在、中高年の方々の SNS 利用をきっかけとした消費者トラブルが非常に多く発生しております。むしろ若い方が少なくなっている傾向があるのではないかという感触もあります。かなり古い話になりますが、20年前に携帯電話がインターネットに繋がり、架空請求などのトラブルが多発しましたが、その時も携帯電話によってどのようにインターネットが繋がり、個人情報はどうやって相手に渡り、のかをよくご存じなく、その結果不安が大きくなってご相談を寄せられることが多数ありました。そうしたところで、私たち消費生活相談の現場では、仕組みについて最低限理解することが必要ではないかと当初から感じており、今も同じ感覚でおります。

現在、総務省や消費者庁で様々な対策、啓発活動、情報発信・提供がなされており、消費者団体や学校教育の中でも消費者教育がされています。消費者教育自体はもちろん継続的にやるべきことだと思いますが、表現の自由への配慮によって、使う側のリテラシー向上に偏ることは非常に問題ではないかと感じております。やはり事業者あるいは事業者団体などの啓発活動や、AI などを利用した対処などがまずは第一ではないかと思っております。情報発信については、国、総務省なども情報発信を行っているものの、できればもっと細かい単位で地方自治体などが直接住民に届くような形での情報発信が必要ではないかと考えております。

**【宍戸座長】**

ありがとうございました。次は大谷構成員お願いいたします。

**【大谷構成員】**

事務局で整理していただいたペーパーを拝見し、色々と気づきをいただきました。特に最近の流れとしては、生成 AI の利活用による影響が SNS や、情報の拡散の中で大きな影響を及ぼすような、構造的な変化が発生しているのではないかと感じております。特に偽情報、誤情報の拡散などに果たしている AI の役割というものが、やはり懸念すべきものではないかと感じているところです。それを事前規制で対応することはもちろん望まれるものではないですが、実態を適切に把握していくファクトファイディングについては、ぜひこの研究会の中で取り上げていくべきことの1つではないかと思っております。また、実際にそうした問題に直面していらっしゃる大規模プラットフォームサービス提供

者の皆様の中で、情報流通プラットフォーム対処法によって侵害情報調査専門員が定められるようになっていきますので、こうした昨今の状況についてどのような懸念事項があり、どのような取組を目指していらっしゃるのかについて、もし可能であればご意見をいただく機会を設けることも考えてもよいのではないかと感じております。もちろん生成 AI のテーマに限定されるものではないですが、例えば海外からの情報発信が AI を使って分かりやすく和訳されて私たちの手元に届くことは、生活を豊かにしてくれる反面、別の影響も生じているということですので、対策の最前線に立っている方の声を聞いてみるということも、可能であれば取り組んでみたいテーマの 1 つでございませう。検討事項は、いずれも幅広いテーマばかりですので、どこかに当てはまるのであれば是非にと考えております。

#### 【宍戸座長】

貴重なご指摘ありがとうございます。続きまして、上沼構成員お願いいたします。

#### 【上沼構成員】

取りまとめありがとうございます。統計データは非常に示唆に富んでいるものだと思います。権利侵害、誹謗中傷などが増えている部分については、使う人が増えている以上、ある程度は増えることにならざるを得ないのではないかと考えています。ただ、SNS で情報を取得する人が増えてきているということは、投稿数が増えている以上に、その投稿による影響力が上がっているということの意味すると思います。そうだとすると、今までのような事後対応だけで必ずしもよいのかということを考えていく必要があると思います。権利侵害の容易さに対して、その回復のための救済手段はやはりハードルが高いです。今回、発信者情報開示等を使いやすくしていただいています、そうは言ってもネット上で投稿ボタンをポチッとすると、裁判所に行かなければいけないのとは労力とコストが全然違うわけで、それを考慮した権利侵害をさせないための仕組みというものは考えていったほうがよいのかと思います。

資料 9-2 のスライド 17 ページで、ユーザーが「利用者数が多いが権利侵害情報の対策が取られていないサービス」と「利用者数が少なくとも権利侵害情報の対策が取られているサービス」のどちらを使いたいかという問いに対し、後者を使いたいと答えた回答者が約 8 割という数字は、本当にそうなのかな？と疑問に思ってしまうところもなくはないですが、それだけ権利侵害の影響が大きいということの認識がされているということだと思います。だとすると、少なくとも影響力の高い SNS 事業者の側に、せめて事前のウォーニングなどはしていただいてもよいのではないかと個人的には思っております。生成 AI に関する統計を示していただいています、生成 AI は悪影響だけではなく、うまく使うこともできるはずですので、投稿される前に AI を使ってウォーニングを出すような仕組みを作ることは可能なのではないかと考えています。

先ほど増田構成員もおっしゃっていましたが、啓発教育だけでは対応として十分ではありません。どんどん環境が変わってまいりますので、使う側と提供する側の両側でやらざるを得ないのかと考えています。そのため、利用者に対する啓発もそうですが、提供側で

の権利侵害情報を投稿しないための仕組み作りというものを考えていければと思っております。検討事項3ですが、行政に期待したいのは、その仕組みを取ることにインセンティブです。対策が取られているサービスを使いたいというユーザーが多くても、実際にはあまり対策が取られていないことで有名な某 SNS サービスを沢山の人が使っているわけですので、対策とユーザー数の増加が関連しておらず、対策を取ることが事業者の利益に繋がっていないところが問題だと思います。そこへインセンティブを作るための仕組みというものをぜひご検討いただければと思いました。ちなみに、事前のウォーニングであれば投稿の削除ではありませんので、表現の自由を侵害することにはならないのではないかと思っております。

**【宍戸座長】**

ありがとうございました。次は山口構成員お願いいたします。

**【山口構成員】**

ご説明ありがとうございました。まず大前提として、「情報流通プラットフォーム対処法」について、継続的に効果の分析並びにどのような取り組みを各プラットフォーム事業者がしているのかというところを都度収集していくことはとても大事なと思っております。これから透明性レポートも出てくるでしょうが、それで足りない部分については、プラットフォーム事業者を呼んでお話を伺うといったことも必要になってくることもあるのかと考えております。

提示いただいている検討事項に関しては、2点コメントがございます。まず非常に大きい問題だと考えているのがアテンション・エコノミーです。そもそもとして、情報を発信して、価値が高くて多くの人が見てくれたらお金が手に入るというのは素晴らしい世界観だと思いますが、一方で、人間はどうしても誹謗中傷的なものや過激なもの、あるいは陰謀論、フェイクといったものに惹かれてつい見ってしまうことも一定あります。その結果として、目立つために様々なフェイクや誹謗中傷を投稿する人が出てきてしまっています。とりわけ選挙や災害といった大きいイベントの時ほど、情報が大事であるにもかかわらず注目が集まるので、国内外から収益目的で色々な投稿がなされるという状況があるかと思えます。結局、この誹謗中傷やフェイクによって表現の自由や民主主義に大きな影響がありますので、やはりここは議論を進めていく必要があると思うのです。以前の中間取りまとめでは災害については言及があった一方で、経済の自由もある中でどのような実効性のある対策ができるのかということについては大きな課題として残っており、ここをさらにもっと詰めていければいいのかなと思っている次第です。ただ、もちろん世界中を見渡しても、この問題を解決している例はないと思っておりますので、非常に難しいところではありますが、今後の社会を考えると外せない論点ではないかと思えます。

もう1つがディープフェイクです。AI の話題も先ほどから出ておりますが、非常にディープフェイクの大衆化が進んで、画像だけでなく動画も、熊の偽動画や選挙の偽の AI 動画など、様々なものが出てきております。例えば、今年の衆院選では街頭インタビュー風

の動画で、一般市民的なアバターが特定の政治家を応援するというような動画ができました。しかし、これを罪に問うのは結構難しい面もあるのではないかと。つまり、名誉を傷つけているわけではなく、褒めている。しかし、確実に投票行動に影響を与える可能性はあるわけです。このようなものを現在の生成 AI の技術ですと無数に作成して、その中の 3%でもバズればお金が儲かるといった戦略を立てることも可能で、実際に行われているわけです。と考えますと、やはりここには特別な対策が必要になってくる可能性もあると感じております。さらに申し上げますと、例えば学校現場で同級生のディープフェイクポルノを作るとか、あるいは卒業アルバムからディープフェイクポルノを作るといったことも起きております。このような問題は本人が気づかないところで名誉を傷つけられている可能性もあり、その中でやはり対策が必要になってくるのではないかと感じている次第です。

検討事項 2 つ目の予防というところですが、事後対応ではなく事前に対応・対策を行うというのはなかなか難しいと私は思いますが、2 つの方向性があると考えております。1 つは、これは本質的な解決ではありませんが、そもそもこのような権利を侵害してくるような情報などは、他者にされているものも見たくないということがあり得るわけです。つまり、誹謗中傷的な投稿は自分に向けられるのはもちろん嫌ですが、他者にしているのも見たくないという「見たくないものを見ない自由」ということを、プラットフォームの設計上で何か調整できないのか、選択できるようにできないのかと考えております。現在、投稿内容の誹謗レベルというのも AI で判定しておりますので、そのようなデータを使えばおそらく実装は可能な機能であると思います。そのようなことは考えても良いのではないかと考えております。

もう 1 つは、AI を使って行動変容を促すという方向性があると考えております。例えば TikTok や Yahoo! ニュースのコメント欄では、侮辱的なコメントを投稿しようとする時、それを AI が分析しており、「本当に投稿しますか？」というようなアラートを出してくるわけです。そのようなものを提示した結果、Yahoo! ニュースのコメント欄でも TikTok でも、不快なコメントが減ったり、投稿を削除したり修正したりする人たちが結構出てきたわけです。これは表現の自由と両立しうるものであると理解しており、このようなことで人々の行動変容も促せるし、また学習効果も働く素晴らしい機能であると思います。でも、例えば違うプラットフォームにはないわけで、このプラットフォームに導入した方が良いのではないかと思うようなところに、なかったりします。また、例えば X にはコミュニティノートという優れた機能がありますが、これも別のプラットフォームになかったりするわけです。結局、このように機能を使って、先ほども仕組みという話がありましたが、環境を整えて、もっと安全にといったことは目指せる、表現の自由と両立する形でできるはずですので、何かそのような取組をプラットフォーム事業者が率先して行うような仕組みや、インセンティブの付与の仕方、あるいはコンソーシアムも立ち上げるといったことを考えていくのは非常に重要であると考えております。

最後に3番に関しましては、最近、電通と調査した結果を見ますと、一般市民の間でもこのような情報空間の問題について、政府が頑張るべきだ、プラットフォーム事業者が頑張るべきだ、利用者が頑張るべきだといったことについて偏った回答はなく、どれも結構なパーセンテージでした。つまり、どこに責任があるのかといったことは結局ないものであるし、またどこがどのように行えば対策できるというようなスマートな回答もおそらくないです。ですから、各ステークホルダーが連携するということが大事ですし、また一步一步改善を進めていくことは何より重要であると考えております。そのような中で、例えば先程のような、プラットフォーム事業者がこうしたほうが良いのではないかといったことが、何か全体的な中で進んでいくとか、あるいはリテラシー教育なども行政が必死に行わなくてもプラットフォーム事業者が行うべきでしょうし、業界団体も行うべきでしょう。そのようなところを、コンテンツを作って終わりにするのではなく、プラットフォーム事業者が例えばこのような取組をしているので、それを活用して広げていこうといった、色々な連携の仕方があると思います。このようなことも、もっと絵を描きながら全体的に進められると良いのではないかと感じた次第です。以上です。

**【宍戸座長】**

ありがとうございました。この後は生貝構成員、曾我部主査、山本構成員にお願いし、最後に森構成員に再度お伺いします。生貝構成員お願いいたします。

**【生貝構成員】**

ありがとうございます。振り返りも含めて3点ほどコメントをさせていただきます。

まず大きな1点目としては、検討事項1と2を合わせたの発言になりますが、これまで構成員の方々がおっしゃられていたことに非常に共感いたします。とりわけ、上沼構成員がおっしゃったことには非常に賛同するところが大きいです。やはり今回データでも示されているように、利用者の増加に伴って自然と権利侵害情報の投稿は当然増えてくる中、個別救済だけでは当然限界があるという問題意識を持っております。まさしくこれまで諸課題検討会や、その前の健全性検討会でも議論してきたように、欧州をはじめ世界各国で、事前の対応、サービス設計あるいはアーキテクチャーのレベルで問題が起こらないように、サービス自体を作っただけ、リスクを評価してより良いものにしていくという法制が採られています。

前回の中間取りまとめにおいても様々な選択肢を示していただきましたが、議論の蓄積を生かして、この事前対応というものをしっかりと事業者の自主規制として後押ししていく、それと共に、インセンティブという話も出ましたが、然るべき共同規制の在り方を含めた検討を継続していくことが望ましいと考えます。表現の自由についても、様々な情報流通に対する事業者の自主規制、言い換えればプライベートな規制が進んでいく中で、利用者の表現の自由を本当の意味で確保するために法はいかに介入すべきかという観点を基礎に据えて、改めて議論していく必要があると感じております。

次に2点目として、検討事項3に関わるところです。個人的には、前回の中間取りまと

めでも最後の方で触れていただいた欧州の事例だと、欧州アルゴリズム透明性センターが40人ほどの研究分析スタッフを抱えたいわゆるインテリジェンス組織として、DSAの執行運用を担保しているという報道がございます。我が国で法のレイヤーがどうあるべきかということとは別に、こうしたインテリジェンス・レイヤーはサービス設計や情報流通の実態、あるいはアルゴリズムの挙動などをしっかりと理解していくために極めて重要ですので、ぜひ引き続き検討をいただきたいです。また、DSAでもOSAでもどこでもそうですが、ユーザーをエンパワーメントしていく、そのための法の在り方というのも、世界各国で様々なものが考えられ、そして実践されてきております。例えばEUであればDSA40条に基づく研究者データアクセスなどもそうですし、また集団訴訟のような仕組みといったハードローレイヤーのところもありますが、既に日本でも「情報流通プラットフォーム対処法」という形で導入された、言ってみればその事業者のコンテンツモデレーションのデュープロセスに関わる仕組みが、果たして十分に消費者、利用者をエンパワーできるものになっているのかどうか。欧州のほうですと、そのデュープロセスにさらに裁判外紛争処理というものがつけられて、十全の利用者エンパワーメントが手当てされていますが、具体はともかく、そのような観点からぜひ考えていく価値があるのだろうと思います。

最後に、これは少しレイヤーが違うところになるのですが、やはり様々な他の課題や検討、あるいは制度との連動や連携、相互補完の在り方というものを視野に入れながら行っていく必要があるのだろうと思います。今回、権利侵害情報というところにフォーカスを当てて、場合によりその事前の対応といったようなところも検討していくことになるかと思いますが、ご案内の通り、青少年保護に関しては、こども家庭庁や総務省などで、サービス設計をどのように安全にしていくかといったような議論がされていたり、他方では選挙に焦点を当てた形でのプラットフォーム事業者の事前の役割といったことも、活発な議論がこの国でも行われ始めているのはご承知のところであろうと思います。そこで求められるこの事前の対策というのは、おそらくそんなに大きくは変わらない部分というものがこの権利侵害情報にもあるところ、当然フィールドの違いというもの意識しながらも、果たしてその関係性、あるいはそこにホリゾンタルに求められるハード、ソフトの制度の在り方は果たして何なのかということを、やはり意識しながら議論していく必要はあるだろうと思います。それに加えて、やはり度々先生方からもご意見の出ていた生成AIの問題でございます。このことについては、私は別途AI法の立法過程にも携わらせていただいて、これは国会の参考人質疑のところでも少し申し上げたことではありますが、やはり生成AIで作られる、例えばディープフェイク、権利侵害情報、違法情報などが多く流通するのは、ソーシャルメディア・プラットフォームの上なわけです。その両者の関係性、対策の連動というものをどのように考えていくかは、改めて重要でもあろうところ、例えば、AI法13条の規範でもディープフェイク等の問題については当然触れられ、そして16条に基づく調査研究というのもすでに進められているというところがあります。そして、諸外国を見ればDSAの中でも、例えばXのGrokのような直接ソーシャルメディアに組み込ま

れるようなチャットボット生成 AI というのは、直接 DSA の規律対象になります。そして実際にそれで欧州委員会は今年の頭からインベスティゲーションを始めていることに加えて、より直接的に DSA でチャットボットを超巨大オンライン検索エンジンなどに位置づけることを含め、やはり直接プラットフォーム法制で生成 AI はしっかり対応をしていこうという動きも出ている。OSA では、おそらく今年中ほどに直接このチャットボットを OSA の規律対象に位置づけるといったような改正が行われるといったような方向性も示されているところかと思えます。まさにその連動というものをどう考え、どのように考えていくかといったこと。今生成 AI のことだけ申し上げましたが、アルゴリズムという AI を含め、要するに AI がそこら中に組み込まれているのが今の PF というものでございますので、そのような広い意味での AI 制度、AI 政策との連動や関係性というのも意識しながら議論していく価値があるのだらうと考えております。長くなりましたが以上です。

**【宍戸座長】**

ありがとうございました。それでは曾我部主査お願いいたします。

**【曾我部主査】**

ありがとうございます。先程生員構成員から詳細にお話しいただきましたので、1 点だけ申し上げます。「網羅的な監視」に関わるところです。スライド 22 の網羅的な監視の義務付けが、このテーマについて禁止されるべきだ、それが大原則だということは、伝統的に維持されてきた原則であり、そこは十分理解するところなのですが、ただ直近の各国のトレンドを見ますと、例えばデューティ・オブ・ケアやデューデリジェンス義務といったところもかなり入っております。先ほど言及がありました DSA でも、デューデリジェンス・オブリゲーションズといったことがありますので、網羅的な監視の義務付けの禁止ということは、建前上は各国においてなお維持されているようにも思われますが、その内実はかなり変わってきているのではないかということがありまして、今回の検討におきましても、従来はこの網羅的な監視の義務付けの禁止というのはかなり広く硬く理解されてきたように思われるところですが、原則論を少し転換して、一定の配慮義務、デューティ・オブ・ケアやデューデリジェンスの義務というものをプラットフォーム事業に対して原則レベルで導入するというのを、1 つご検討いただくのが良いのではないかと。これが国際トレンドにも合致するのではないかと考えておまして、先ほどの先生方のご発言に事前の取組を促すといったことが多々ありましたが、その前提として、少なくとも部分的な転換というものが求められるのではないかと考えておりますので、こちらについてもご検討いただければと思っております。以上です。

**【宍戸座長】**

ありがとうございました。それでは山本構成員お願いいたします。

**【山本構成員】**

ありがとうございます。私からは資料 9-2 の 17 ページについてコメントさせていただきます。先ほど上沼構成員からもお話がありましたが、これは結構重要な数字ではないか

と感じました。アテンション・エコノミーの1つの特徴を示しているように思います。よく言われるように、アテンション・エコノミーでは、速い思考モードと遅い思考モードがある中で、その速い思考モードにトリガーをかけるような側面があります。逆に言うと、システム2と呼ばれるようなゆっくり考える思考モードが抑え込まれることがあると言われてはいますが、ある意味で人格が分裂するような状況です。ゆっくり考える自分は、例えば「そろそろ寝なければならぬ」「そろそろ勉強しなければならぬ」と思うが、もう一方の自分はずっとのめり込んでしまうというように、人格が分断することがあります。素面の自分と、トリガーをかけられてのめり込んでしまう自分がいるということです。そういう意味で、ここにあるように、熟慮すれば、権利侵害情報への対策がしっかり取られているサービスを選びたいという自分がいるのですが、他方で、実際に色々なレコメンドがかかってくると、どうしてもそこに注意を向けてしまうという、非常にアテンション・エコノミーの特徴を捉えている数字だと感じました。

それと関連して、結局、権利侵害情報の対策を積極的に取っているプラットフォームと、必ずしもそうではないプラットフォームで、最近分かれてきているような印象を持っています。そう考えると、この数字は、対策を取るようなプラットフォーム企業が、プロモーションの仕方ということになるとは思います。ユーザーから選ばれる可能性があることを示しているのではないかと思います。そういう意味では、情報流通プラットフォーム対処法上の、例えば運用状況の公表ということがありますが、こうしたことをどのように政府として公表していくのが重要です。公表の結果を見て、ユーザーが「ここはしっかり対策を取っているな」、「ここは対策を取っていないな」と考えるかは分かりませんが、そういう形でユーザーの選択に結びついていくような、情報の公開の仕方を戦略的に考えていく必要があるのではないかとということが1点目です。

それから、この「情報流通プラットフォーム対処法」については、やはり個別具体的な投稿に対する対応に重点が置かれるわけですが、他方で、今日議論があったように、個別の投稿だけでなく、サービス設計やアーキテクチャーについても一定の対策を取るべきなのではないかという意見があったかと思います。こうしたものも、アーキテクチャーやサービス設計レベルの対策は、事業者のコストになるわけです。コストではなく、これがプロモーションにつながるというか、今まさにこのデータにあるように、対策を取っている正直者が馬鹿を見るのではなく、しっかり得をするような形での公表の仕方が必要です。このアーキテクチャーレベルの対策を取っていただくとしても、対策を取ることがユーザーの選択につながるような、情報の公開の仕方、あるいは公表の仕方が求められるのではないかと感じました。いずれにせよ対策を取ることがインセンティブにつながるような仕組みを作っていく必要があるのではないかと感じた次第です。以上です。

#### 【宍戸座長】

ありがとうございました。一通り一巡いたしました。事務局から補足があるとのことですので、まずお願いします。

#### 【大内補佐】

先ほど森構成員から発信者情報開示の文脈において2点、コメントをいただいたと認識しております。1点目の特定電気通信の定義に関して、森構成員からも発言があった通り、特定電気通信については情報流通プラットフォーム対処法第2条第1号において、「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」と定義されています。こちらの定義に関しては、いわゆるデジタル広告についても、事案によりますがこちらに含まれ得ると考えております。2点目として、ファイル共有ソフトについてもコメントもいただいたところですが、資料9-1-2においてご説明いたしました通り、ファイル共有ソフトの不適切な利用に係る発信者情報開示請求も含め、発信者情報開示請求の件数については増加しております。こちらの増加による対応するプロバイダの負担増加については、資料の4ページのとおり対応しているところであり、こうした状況の変化も踏まえ、今後発信者情報開示制度のあり方については検討していくものと考えております。事務局からは以上です。

#### 【宍戸座長】

ありがとうございます。発信者情報開示ワーキンググループでさらに深掘りをしていただきたいと思います。それでは森構成員お願いいたします。

#### 【森構成員】

ありがとうございます。今の事務局の回答も、誠に正面からお答えいただきありがとうございました。私もワーキンググループに期待しております。私の意見も曾我部構成員と山本構成員の意見と重なりますが、検討事項3の行政、事業者、利用者の各主体ということについて、最近非常に強く感じるのは、本当に色々なところで話が難しくなってきた、なかなかユーザーリテラシーに付きにくいというところがあるということです。これは増田構成員がまさにおっしゃっていたことですが、痛感しています。おそらく総務省も痛感されているのではないかと感じており、先ほどのP2Pについても周知をされていると思いますが、私が関係しているところではオンラインカジノについても周知をされています。しかし、なかなか反応せず、かなり周知されているのに認知が低いということがあります。今回の資料でお示しいただいたアンケートの中の、「投稿で法的責任が生じることを知っていますか」というものも、やはり知っている割合が低いと言わざるを得ないと思います。これはユーザーリテラシーやITリテラシーの実現が困難になっているということでもありましょうし、やはり消費者の脆弱性というものが、属性に関わらず青少年や高齢者に限定されない、幅広く全員が脆弱性を持っている、現在の複雑なIT社会において脆弱性を持っていることから、そうなってしまう面も多いのではないかと思います。やはりそこにおいては、パターンリスティックな行政の介入、そして事業者のアシストというものが、どうしても必要となってくるのだらうと思います。17ページについても再度言及がありますが、先ほどの山本構成員のお話を伺って、権利侵害対策をしていない大きなSNSと、権利侵害対策をしている小さなSNSのどちらが良いかという問いに、皆、権利

侵害対策をしている小さな SNS の方が良いと答えます。しかし、システム 1 に攻撃されて大きな方に行ってしまう、あるいはネットワーク外部性によって大きな SNS を使わざるを得なくなってしまう。どちらのシナリオであったとしても、ユーザーとしては、本当は対策をしている方を使いたいのに、そうでない方を使わされているわけです。システム 1 であれ、ネットワーク外部性であれです。そのため、やはりどうしても行政か事業者が助けなければならぬのだと思います。また、上沼構成員や山口構成員からお話のあった、仕組みで、アーキテクチャーで救済するように、AI がアシストしてあげるというようなことをプラットフォームに持っていただくべきであって、そのためのインセンティブということなのですが、これは「お願い」しているだけではなかなかやっていただけません。また他方で、やるプラットフォームとやらないプラットフォームに分極化しているという現象も、山本構成員の指摘の通りあると思います。ですので、やはりそういうところで行政による、法制度による介入は必要です。まさに曾我部構成員がおっしゃった、DSA と情報流通プラットフォーム対処法の違いは何かと申し上げれば、おそらくは両方とも監視義務はないが、DSA にはデューデリジェンス義務があります。ノーティス・アンド・テイクダウンの整備を行う、あるいは信頼できる報告者への優先対応や、犯罪疑いの通報義務といった義務が DSA にはあります。そうしたところを実装していただき、アーキテクチャーで利用者を救済する、利用者リテラシーに頼らないということを、しっかり「お願い」ではない形で実現していくことを目指すのが、この検討会ではないかと思いました。以上です。

**【宍戸座長】**

ありがとうございました。委員の皆様から一通りご発言を伺いましたが、他にご希望はございますか。よろしいでしょうか。それでは事務局、お願いします。

**【大磯企画官】**

大変、この議題の初回から多くの熱心にご意見をいただき、誠にありがとうございました。様々なご意見をいただく中でも、ある程度賛同者の多いご意見というものがおそらくあったのではないかと認識しましたので、その点も含めまして、まずはしっかりと受け止めさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

**【宍戸座長】**

本当に多くの意見をいただいたと思います。権利侵害情報の発信・拡散という問題について、常に外側の枠として皆様のご発言の前提であったと思いますが、公衆の知る権利を充足するということを維持しながら、同時に今問題となっている権利侵害情報等の発信・拡散を抑えていくというバランスを、どのように考えていくかということです。常にその全体像の中で議論していくことになるのではないかと考えております。その際に問題なのは、知る権利があるものの、いわゆる「囚われの聴衆」、詳しく言うとアルゴリズムで先回りされる個人という表現を私自身したことがあります。まさに情報を知りたいと思わせるような環境、例えば SNS 等の中に置かれており、そして、いわゆるアテンション・エ

コノミーであったり、情報を共有したいと思わせたり、さらにはこのような情報を発信したいというように思わされたりする形で、SNS上で自律した個人がそのまま行動しているというよりは、その環境の中に引きずられて巻き込まれているという実態があります。その中で、知る権利、自分の信念あるいは自分が調べた情報等を自らがリスクを持って発言するという表現の自由は、本来これまで責任を伴うという前提で議論してきました。しかし、その部分がこのSNSの現状の中で非常に揺らいでいます。そこで、不適切な介入の仕方をするとう全体が壊れてしまうという危険があるため、慎重な議論をしてきました。この現状を踏まえて、どのようなところに適切な対応の手を当てるか、それによって全体が壊れないようにしたまま問題を整理し、適切な本来の公衆の知る権利、あるいは自らの考えを自らの責任で発信して、賛同を得たり批判を受けたりするという状況をどのように回復していくか。そのことについて、いくつかご意見をいただいたと思います。個人レベルの問題と、その前提となる環境の問題の相互作用を、どのようにうまく克服していくかというお話があったと考えております。

個々の情報の発信・流通、そして大規模な拡散というプロセスで見えてみるということで、先ほど資料の19ページに1つの概念図を示していただきました。これについて、先ほど曾我部構成員からご指摘のあったような、網羅的な監視の禁止ということも、これとの関係でもう一度整理をし直すということは、当然あり得ると考えております。また、山口構成員のご指摘のように、投稿する前に「これは大丈夫ですか」という、あるいは拡散するときに「本当にいいですか」というウォーニングを出すことは、1つ非常に有効な選択肢です。これは投稿前、あるいは投稿・拡散の間の段階で、プラットフォーム事業者にとって一定の介入を求めるやり方になるだろうと思います。非常に有効な部分があると思うと同時に、他方でそれが、利用者に対する真意を引き出すような働きかけではなく、別のキャプチャーのようにならないようにするという点も工夫が必要ですが、考えられる論点だと思います。

また、生成AI時代ということで申しますと、投稿する、あるいは拡散を狙って投稿するという点について、権利侵害を行う者、あるいは権利侵害を結果的に行う人のハードルが非常に下がっていることが、これまでの匿名の投稿以上に問題になっています。これに対して、権利侵害を受けた人がその権利を回復するためのコストのほうが大きいという点が、上沼構成員をはじめご指摘いただいた点だと思います。

例えばODRの仕組みをきちんと整備し、当該プラットフォーム事業者やSNS事業者が、そういう状況を作ってしまうのであれば紛争解決をしっかり行い救済されるべき人が救済されることを促す、国が作るという選択肢もあるかもしれませんが、事業者自身や業界団体に求めることも含めて、あり得ると考えたところです。さらに、それぞれの流通の場の選択を、消費者の側で実効的に可能にすると同時に、そのようなことに向けた事業者の側の取り組むインセンティブを作っていくことについても、非常に多くの構成員からご指摘をいただきました。

非常に貴重なご指摘を色々いただきましたので、私と事務局のほうで整理をし、大谷構成員から、例えばAIに関するプラットフォーム事業者の取り組みについても、ご意見や取り組み状況を伺う機会等があってもよいのではないかというご提言をいただきましたので、今後の進め方についても検討していきたいと思えます。本日の議論はここまでいたします。

この検討事項2について、色々ご意見をいただきました。また、検討事項1である発信者情報開示制度を巡る課題への対処については、先ほど森構成員から議事の2の中でご発言をいただき、事務局よりも補足のご説明があったところですが、それらを含めて本日全体を通じて何かご意見はございますか。

**【生貝構成員】**

1点だけ補足させてください。先ほどから森構成員をはじめ、17ページの図に様々な形で注目が集まっています。これを見ると、私は別の議論を思い出したのですが、現在の「情報流通プラットフォーム対処法」はDSAのデューデリジェンス義務を、大規模・超大規模事業者に限って導入しました。他方、DSAは全体に極めて広く導入しています。一般的に小さいサービスのほうが、対策が十分にとられていない場合も多いという認識を持っておりますので、そのような超大規模事業者以外の小さい事業者の状況についても継続的に把握していく必要があると考えます。私個人としては、今後、事前の対策を本格的に検討していく上では、事後のプロセスについては、それがどの程度ソフトなのかはさておき、しかるべき範囲の設定、あるいはより広くそのようなことの重要性を小規模事業者様に認識していただくという枠組みも、考えていく価値があるのではないかと感じております。以上です。

**【宍戸座長】**

ありがとうございます。全体としてのファクトファインディング、またそれに必要な事業者の協力をお願いすることも非常に重要な課題であり、その際に特定の巨大なプラットフォーム事業者だけでなく、全体をどのように把握していくかは非常に重要な課題ですので、引き続き生貝構成員をはじめ皆様からお知恵をお借りできればと思っております。ありがとうございます。

それでは、本日の議事は以上といたします。構成員の皆様から、本日の議事等についてさらにご意見やご質問等がある場合には、メール等でも受け付けますので、事務局までお寄せください。最後に事務局から連絡事項があればお願いいたします。

**【原補佐】**

ありがとうございます。本日は貴重なご議論をいただき、ありがとうございました。次回の日程については改めてご連絡いたします。また、座長からご案内がありましたメール等によるご意見の受付についても、別途ご連絡いたします。事務局からは以上です。

**【宍戸座長】**

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、「デジタル空間における情報流通

の諸課題への対処に関する検討会」第9回会合を閉会いたします。お忙しい中ご出席いただき、また熱心に活発な議論をいただき、ありがとうございました。

【終了】